

滋賀労働局発表

令和2年2月7日（金）

担	滋賀労働局職業安定部職業対策課
課	長 間塚 恒夫
課	長 補 佐 今宿 裕子
当	高齢者対策担当官 木津 良弘
	電話077-526-8686

外国人雇用事業所数及び労働者数は、 7年連続で増加し、過去最高を更新

～「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和元年10月末現在）～

滋賀労働局（局長 石坂 弘秋）は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく県内事業所の外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1. 外国人労働者を雇用している事業所数は2,075事業所で、前年同期に比べ220事業所（11.9%）増加した。7年連続の増加で、過去最高となっている。
2. 外国人労働者数は20,058人で、前年同期に比べ2,820人（16.4%）増加した。7年連続の増加で、過去最高となっている。
3. 国籍別では、ブラジルが6,770人と最も多く、全体の33.8%を占め、次いでベトナム3,669人（18.3%）、中国（香港等を含む）3,372人（16.8%）の順となっている。
4. 外国人労働者を雇用している事業所の産業別では、製造業が872事業所と最も多く、全体の42.0%を占めている。
また、製造業の事業所に雇用される労働者数は、11,597人と57.8%を占めている。
5. 外国人労働者を雇用している事業所の規模別では、30人未満規模の事業所数が1,078事業所で全体の52.0%を占め、外国人労働者数は6,553人と全体の32.7%を占めている。
6. 平成31年4月より新たに創設された在留資格「特定技能」外国人労働者数は8人となっている。

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者※です。

※特別永住者、在留資格「外交」「公用」の者を除きます。

II 届出状況のまとめ

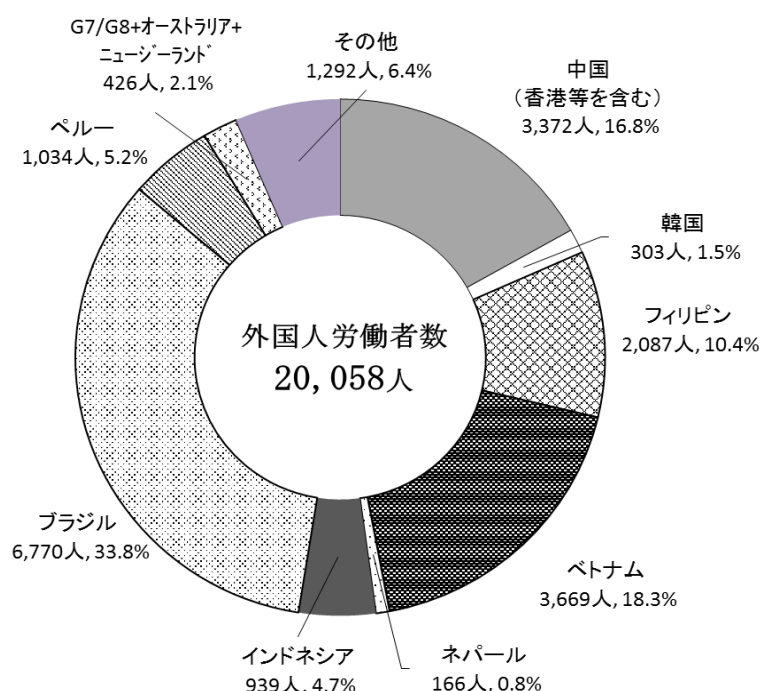
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況【別表 1、7 頁グラフ】

- (1) 令和元年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は2,075事業所と220事業所（11.9%）の増加、外国人労働者数は20,058人と2,820人（16.4%）の増加となった。
- (2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は445事業所となり、当該事業で雇用される労働者数は8,941人で、外国人雇用事業所数全体の21.4%、外国人労働者数全体の44.6%を占めている。

2 外国人労働者の属性【別表 2、4】

- (1) 国籍別にみると、ブラジルが外国人労働者数全体の33.8%を占め、次いでベトナム18.3%、中国（香港等を含む）16.8%の順となっている。

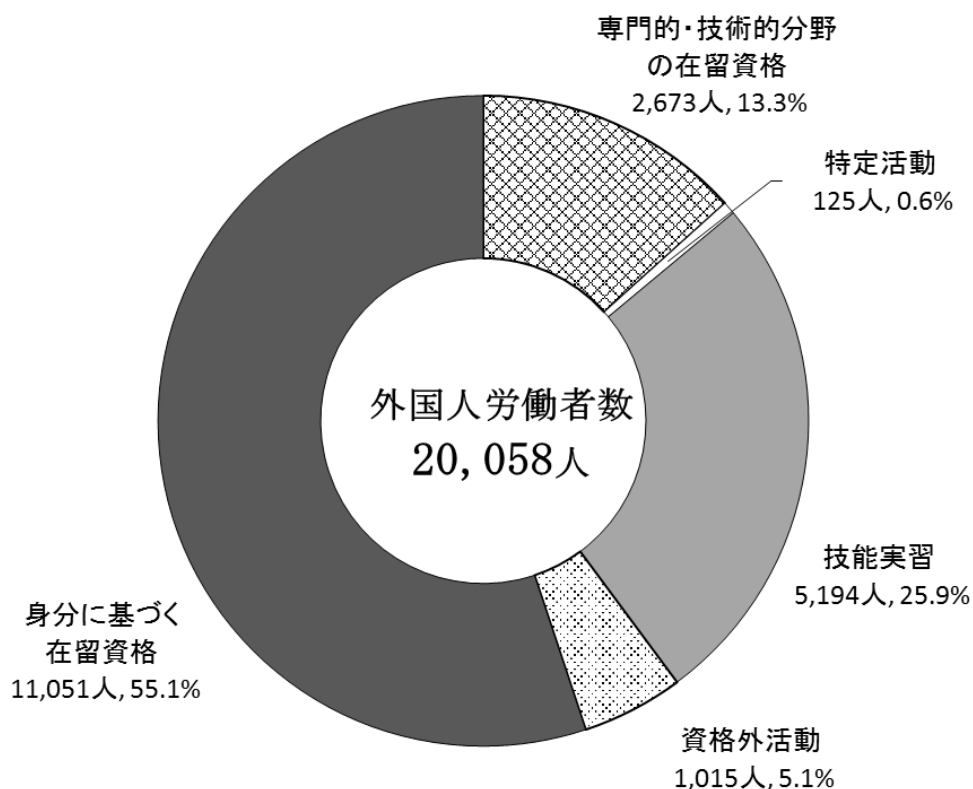
図 1 国籍別外国人労働者の割合



*G7/G8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド

- (2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格*1」が外国人労働者全体の55.1%を占め、次いで、技能実習生等の「技能実習」が25.9%、「専門的・技術的分野の在留資格*2」が13.3%となっている。

図2 在留資格別外国人労働者数の割合



- (3) 国籍別の在留資格をみると、中国は「技能実習」が51.1%と半数を占め、次に「身分に基づく在留資格」21.8%、「専門的・技術的分野の在留資格」16.3%の順となっている。

ブラジル及びペルーは「身分に基づく在留資格」がそれぞれ99.7%、99.4%と大部分を占めている。また、「永住者」については、ブラジル国籍者の37.9%、ペルー国籍者の49.4%を占めている。

ベトナムは「技能実習」が53.7%、次に「専門的・技術分野の在留資格」36.2%とこれらで大部分を占めている。

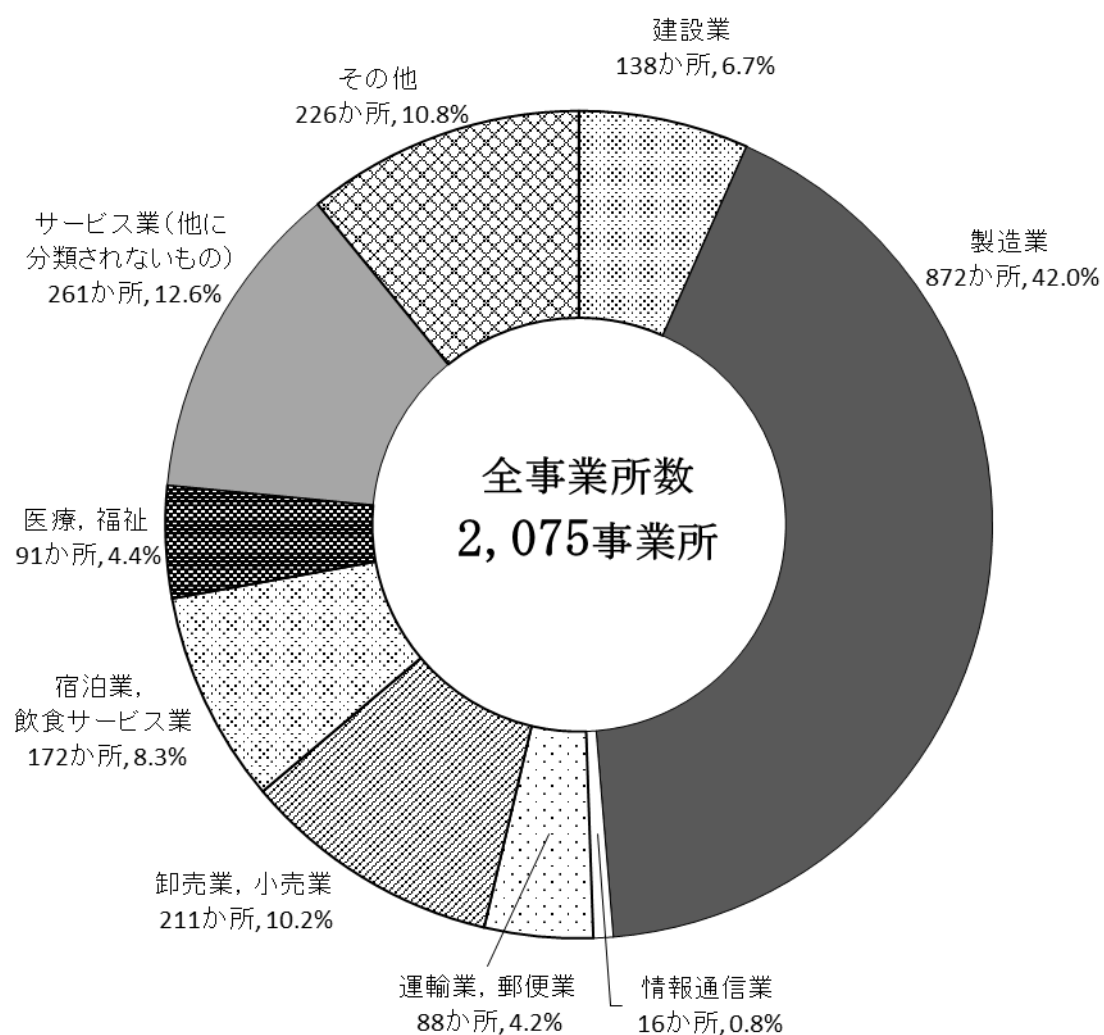
*1 「身分に基づく在留資格」には「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

*2 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号」、「高度専門職2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興業」、「技能」、「特定技能」が該当する。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性【別表1、2、3】

- (1) 産業別にみると、「製造業」が42.0%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）*3」が12.6%、「卸売業，小売業」が10.2%、「宿泊業，飲食サービス業」8.3%となっている。

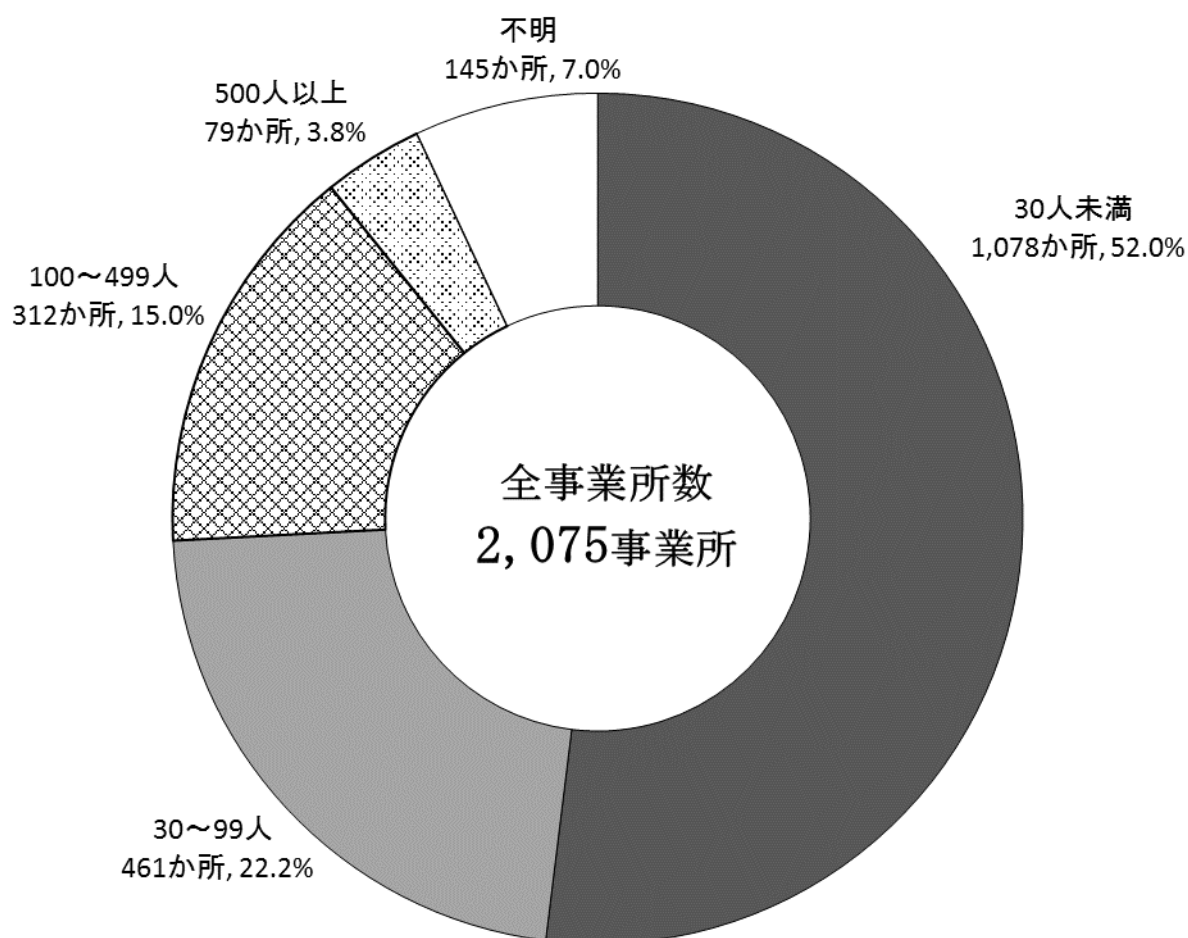
図3 産業別外国人雇用事業所数の割合



*3「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

- (2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の52.0%を占める。

図4 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



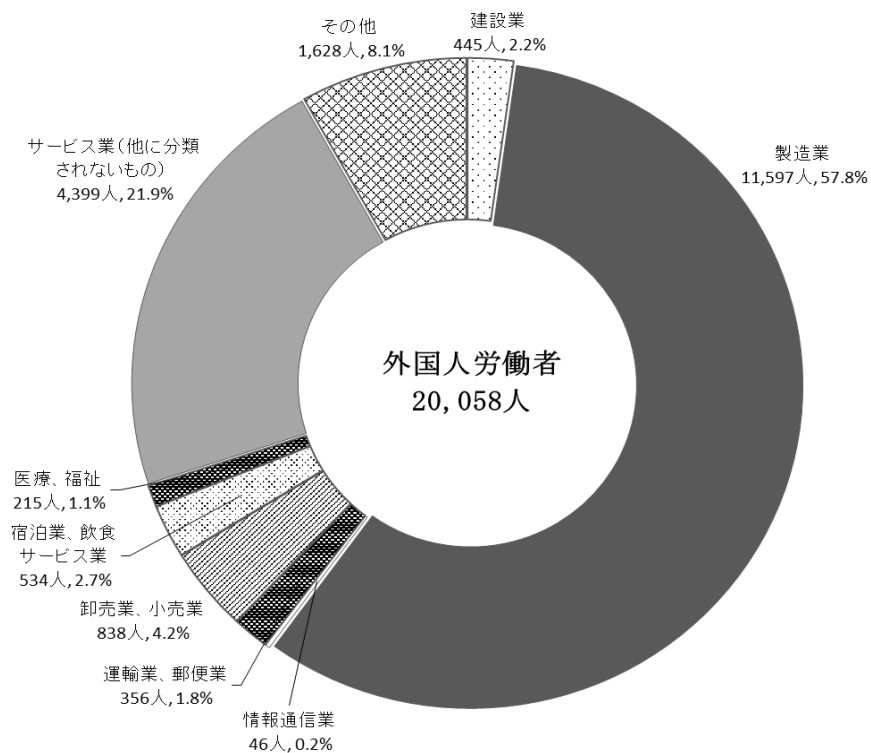
4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態【別表1、3】

- (1) 産業別にみると、「製造業」が57.8%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が21.9%となっており、2業種で全体の約8割となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は、「製造業」全体で雇用される外国人労働者の36.8%にあたる4,262人、「サービス業（他に分類されないもの）」で同87.4%にあたる3,844人となっている。

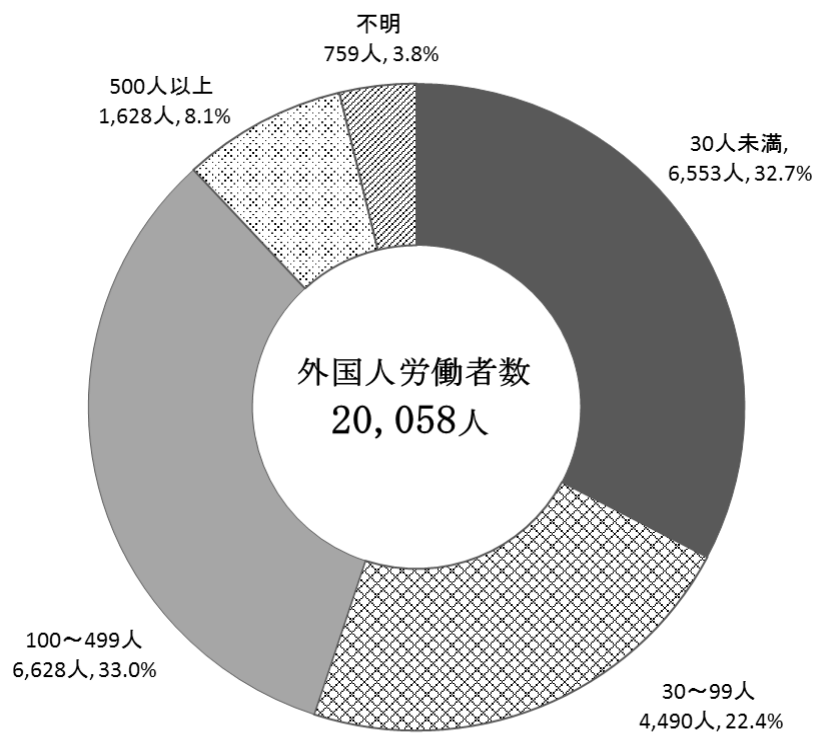
「製造業」の中でも、「生産用機械器具製造業」と「電気機械器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ57.1%（950人）、68.1%（1,360人）となっている。

図5 産業別外国人労働者数の割合

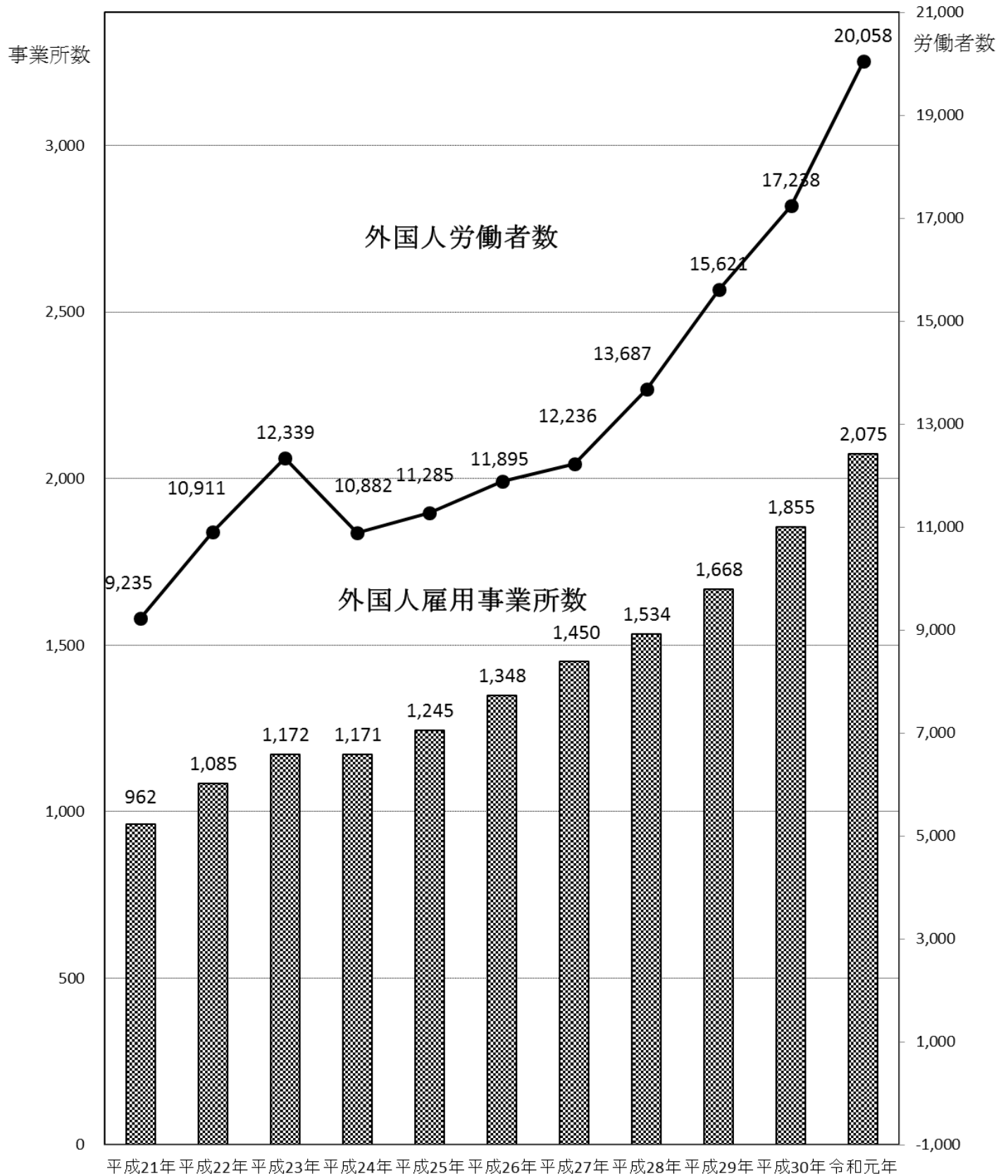


- (2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「30人未満」規模の事業所の占める割合が32.7%と最も高くなっている。

図6 事業所規模別外国人労働者数の割合



外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



〔別表1〕 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）							
令和元年10月末現在			（単位：所、人、％）				
		事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所〔比率〕			うち派遣・請負労働者〔比率〕		
全産業計		2,075	445 [21.4]	100.0	20,058	8,941 [44.6]	100.0
A	農業、林業	36	4 [11.1]	1.7	113	7 [6.2]	0.6
	うち 農業	35	4 [11.4]	1.7	112	7 [6.3]	0.6
B	漁業	0	0 -	0.0	0	0 -	0.0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0 [0.0]	0.1	7	0 [0.0]	0.0
D	建設業	138	14 [10.1]	6.7	445	36 [8.1]	2.2
E	製造業	872	171 [19.6]	42.0	11,597	4,262 [36.8]	57.8
	うち 食料品製造業	55	7 [12.7]	2.7	1,108	158 [14.3]	5.5
	うち 飲料・たばこ・飼料製造業	4	0 [0.0]	0.2	9	0 [0.0]	0.0
	うち 繊維工業	70	13 [18.6]	3.4	765	370 [48.4]	3.8
	うち 金属製品製造業	122	18 [14.8]	5.9	923	253 [27.4]	4.6
	うち 生産用機械器具製造業	71	11 [15.5]	3.4	1,663	950 [57.1]	8.3
	うち 電気機械器具製造業	111	38 [34.2]	5.3	1,996	1,360 [68.1]	10.0
	うち 輸送用機械器具製造業	61	16 [26.2]	2.9	1,290	133 [10.3]	6.4
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 -	0.0	0	0 -	0.0
G	情報通信業	16	7 [43.8]	0.8	46	20 [43.5]	0.2
H	運輸業、郵便業	88	12 [13.6]	4.2	356	33 [9.3]	1.8
I	卸売業、小売業	211	13 [6.2]	10.2	838	52 [6.2]	4.2
J	金融業、保険業	7	2 [28.6]	0.3	13	4 [30.8]	0.1
K	不動産業、物品賃貸業	10	0 [0.0]	0.5	48	0 [0.0]	0.2
L	学術研究、専門・技術サービス業	38	16 [42.1]	1.8	446	319 [71.5]	2.2
M	宿泊業、飲食サービス業	172	6 [3.5]	8.3	534	25 [4.7]	2.7
	うち 宿泊業	25	1 [4.0]	1.2	116	4 [3.4]	0.6
	うち 飲食店	145	5 [3.4]	7.0	416	21 [5.0]	2.1
N	生活関連サービス業、娯楽業	40	1 [2.5]	1.9	182	1 [0.5]	0.9
O	教育、学習支援業	33	5 [15.2]	1.6	268	41 [15.3]	1.3
P	医療、福祉	91	8 [8.8]	4.4	215	20 [9.3]	1.1
	うち 医療業	27	1 [3.7]	1.3	71	3 [4.2]	0.4
	うち 社会保険・社会福祉・介護事業	64	7 [10.9]	3.1	144	17 [11.8]	0.7
Q	複合サービス事業	19	4 [21.1]	0.9	56	9 [16.1]	0.3
R	サービス業（他に分類されないもの）	261	172 [65.9]	12.6	4,399	3,844 [87.4]	21.9
	うち 自動車整備業	14	0 [0.0]	0.7	48	0 [0.0]	0.2
	うち 職業紹介・労働者派遣業	107	89 [83.2]	5.2	1,852	1,641 [88.6]	9.2
	うち その他の事業サービス業	96	74 [77.1]	4.6	2,252	2,063 [91.6]	11.2
S	公務（他に分類されるものを除く）	30	5 [16.7]	1.4	316	107 [33.9]	1.6
T	分類不能の産業	11	5 [45.5]	0.5	179	161 [89.9]	0.9
注1：産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。							
注2：「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。							
注3：「うち派遣・請負労働者〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。							
注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100％にならない場合がある。							

[別表 2]産業別・規模別外国人雇用事業所数及び国籍別・在留資格別外国人労働者数(滋賀労働局)

各年10月末現在

	事業所数	対前年増減比 (%)	外国人労働者数(人)		対前年増減比 (%)
			男性	女性	
平成29年	1,668	8.7	15,621	7,093	14.1
平成30年	1,855	11.2	17,238	7,660	10.4
令和元年	2,075	11.9	20,058	8,583	16.4

事業所数

	事業所総数	令和元年	対前年増減比(%)		平成30年	対前年増減比(%)	
			派遣・請負	派遣・請負		派遣・請負	派遣・請負
産 業 別	製造業	872	445	11.9	802	432	3.0
	情報通信業	16	7	8.7	11	167	2.4
	卸売業、小売業	211	13	45.5	172	6	16.7
	宿泊業、飲食サービス業	172	13	22.7	14	14	▲ 7.1
	教育、学習支援業	33	5	4.2	6	6	0.0
	サービス業(他に分類されないもの)	261	172	13.8	249	4	25.0
	その他	510	71	4.8	427	166	3.6
	30人未満	1,078	238	19.4	980	69	2.9
	30～99人	461	117	10.0	413	238	0.0
	100～499人	312	64	11.6	291	112	4.5
事 業 所 規 模 別	500人以上	79	13	7.2	75	57	12.3
	不明	145	13	5.3	96	13	0.0
				51.0		12	8.3

注1： () 内の数値は、一事業所あたりの平均外国人労働者数を示す。
注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における事業所における労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数
注3：産業分類は、平成25年10月改定の日標準産業分類に対応している。

外国人労働者数

	外国人労働者総数	令和元年	対前年増減比		平成30年	対前年増減比	
			派遣・請負	派遣・請負		派遣・請負	派遣・請負
在 留 資 格 別	専門的・技術的分野の在留資格	2,673	8,941	17,238	8,063	16.4	10.9
	うち技術		955	1,780	519	50.2	84.0
	うち人文知識・国際業務	2,080	850	1,270	422	63.8	101.4
	特定活動	125	23	88	25	42.0	▲ 8.0
	技能実習	5,194	601	4,071	396	27.6	51.8
	資格外活動	1,015	214	982	216	3.4	▲ 0.9
	うち留学	794	133	807	137	▲ 1.6	▲ 2.9
	身分に基づく在留資格	11,051	7,148	10,310	6,904	7.2	3.5
	うち永住者	4,836	2,715	4,541	2,680	6.5	1.3
	うち日本人の配偶者等	1,759	1,114	1,686	1,085	4.3	2.7
国 籍 別	うち永住者の配偶者	200	138	190	145	5.3	▲ 4.8
	うち定住者	4,256	3,181	3,893	2,994	9.3	6.2
	不明	0	0	7	3	-	-
	中国(香港等を含む)	3,372	636	3,213	614	4.9	3.6
	韓国	303	61	242	57	25.2	7.0
	フィリピン	2,087	975	1,864	874	12.0	11.6
	ベトナム	3,669	1,134	2,276	581	61.2	95.2
	ネパール	166	46	123	47	35.0	▲ 2.1
	インドネシア	939	73	675	46	39.1	58.7
	ブラジル	6,770	4,875	6,324	4,704	7.1	3.6
国 籍 別	ペルー	1,034	631	997	659	3.7	▲ 4.2
	G8+オーストラリア+ニュージーランド	426	113	403	108	5.7	4.6
	うちアメリカ	256	78	245	74	4.5	5.4
	うちイギリス	40	8	36	9	11.1	▲ 11.1
	その他	1,292	397	1,121	373	15.3	6.4

注1：「派遣・請負」欄は、各都市10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している労働者数
注2：「国籍別」欄は、平成30年よりネパールを追加
注3：在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」を含む

[別表 3] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）						
令和元年10月末現在		(単位：所、人、%)				
	事業所数	構成比	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの 外国人労働者数
			うち派遣・請負事業所 [比率]	うち派遣・請負労働者 [比率]		
全事業所規模計	2,075	100.0	445 [21.4]	20,058	100.0	9.7
事業所労働者数	30人未満	1,078	238 [22.1]	6,553	32.7	6.1
	30～99人	461	117 [25.4]	4,490	22.4	9.7
	100～499人	312	64 [20.5]	6,628	33.0	21.2
	500人以上	79	13 [16.5]	1,628	8.1	20.6
	不明	145	13 [9.0]	759	3.8	5.2
注1：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。 注2：「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。 注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。 注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。						

[別表 4] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（滋賀労働局）														
令和元年10月末現在		全在留 資格計	①専門的・技術的分野の 在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
			計	うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等		うち定住者
総数		20,058	2,673 (13.3%)	2,080 (10.4%)	125 (0.6%)	5,194 (25.9%)	1,015 (5.1%)	794 (4.0%)	11,051 (55.1%)	4,836 (24.1%)	1,759 (8.8%)	200 (1.0%)	4,256 (21.2%)	0 (0.0%)
中国 （香港等を含む）		3,372 [16.8%]	549 (16.3%)	442 (13.1%)	36 (1.1%)	1,723 (51.1%)	329 (9.8%)	279 (8.3%)	735 (21.8%)	477 (14.1%)	173 (5.1%)	35 (1.0%)	50 (1.5%)	0 (0.0%)
韓国		303 [1.5%]	82 (27.1%)	75 (24.8%)	20 (6.6%)	4 (1.3%)	40 (13.2%)	34 (11.2%)	157 (51.8%)	113 (37.3%)	31 (10.2%)	2 (0.7%)	11 (3.6%)	0 (0.0%)
フィリピン		2,087 [10.4%]	89 (4.3%)	63 (3.0%)	5 (0.2%)	398 (19.1%)	16 (0.8%)	15 (0.7%)	1,579 (75.7%)	802 (38.4%)	272 (13.0%)	42 (2.0%)	463 (22.2%)	0 (0.0%)
ベトナム		3,669 [18.3%]	1,329 (36.2%)	1,288 (35.1%)	16 (0.4%)	1,955 (53.3%)	285 (7.8%)	204 (5.6%)	84 (2.3%)	48 (1.3%)	24 (0.7%)	2 (0.1%)	10 (0.3%)	0 (0.0%)
ネパール		166 [0.8%]	29 (17.5%)	23 (13.9%)	6 (3.6%)	0 (0.0%)	115 (69.3%)	66 (39.8%)	16 (9.6%)	11 (6.6%)	0 (0.0%)	2 (1.2%)	3 (1.8%)	0 (0.0%)
インドネシア		939 [4.7%]	44 (4.7%)	17 (1.8%)	5 (0.5%)	826 (88.0%)	25 (2.7%)	23 (2.4%)	39 (4.2%)	24 (2.6%)	11 (1.2%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)
ブラジル		6,770 [33.8%]	19 (0.3%)	8 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	6,748 (99.7%)	2,564 (37.9%)	985 (14.5%)	72 (1.1%)	3,127 (46.2%)	0 (0.0%)
ペルー		1,034 [5.2%]	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	4 (0.4%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1,028 (99.4%)	511 (49.4%)	78 (7.5%)	29 (2.8%)	410 (39.7%)	0 (0.0%)
G 7 / 8 + オーストラリア + ニュージーランド		426 [2.1%]	300 (70.4%)	55 (12.9%)	6 (1.4%)	0 (0.0%)	13 (3.1%)	11 (2.6%)	107 (25.1%)	50 (11.7%)	50 (11.7%)	0 (0.0%)	7 (1.6%)	0 (0.0%)
うちアメリカ		256 [1.3%]	203 (79.3%)	27 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (3.1%)	6 (2.3%)	45 (17.6%)	20 (7.8%)	21 (8.2%)	0 (0.0%)	4 (1.6%)	0 (0.0%)
うちイギリス		40 [0.2%]	26 (65.0%)	7 (17.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.5%)	1 (2.5%)	13 (32.5%)	5 (12.5%)	8 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他		1,292 [6.4%]	231 (17.9%)	108 (8.4%)	31 (2.4%)	282 (21.8%)	190 (14.7%)	162 (12.5%)	558 (43.2%)	236 (18.3%)	135 (10.4%)	14 (1.1%)	173 (13.4%)	0 (0.0%)

注1：[] 内は、外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格を含む。

注1：[] 内は、外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。() 内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(②)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

[別表5]地域別・特定産業分野別外国人労働者数(在留資格「特定技能」に限る)(滋賀労働局)															
令和元年10月末現在		(単位:人)													
	特定技能 計	特定産業分野(注)													
		介護	ビルクリーニング	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
総数	8	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
注:特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第6号)において定められた14分野をいう。															